附則第六条の十一第二項	
法附則第九条の七	平成二十五年十二月から平成二十六年二月までの期間内に旧地方税法附則第九条の七
係る還付金等	係る旧法還付金等
、当該還付金等	、当該旧法還付金等
当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の六第三項	当該期間内に旧地方税法附則第九条の六第三項
当該徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の八第二項	当該期間内に旧地方税法附則第九条の八第二項
還付金等が当該徴収取扱費算定期間の次の徴収取扱費算定期間内	旧法還付金等が平成二十六年三月に還付されたものとみなし、同月に旧地方税法附則第九条の七の規定により旧法還付金等が還付された場合であつて、当該旧法還付金等に相当する額が同月に旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（同月に旧地方税法附則第九条の八第二項の規定による加算がされるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が平成二十六年四月及び五月
附則第六条の十二	
徴収取扱費基礎額	平成二十六年三月の徴収取扱費基礎額及び平成二十六年四月及び五月の徴収取扱費基礎額
各期間（以下この条及び次条	各期間（次条
当該各徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百三第三項及び	平成二十六年三月に
附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法	第一条
当該各徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四	同月に旧地方税法第七十二条の百四
法第七十二条の百四第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四第三項	同条第三項
同じ	「旧法還付金等」という

3　地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における平成二十六年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七、新令附則第六条の十一及び新令附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

当該還付金等	法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項	当該旧法還付金等
〕の十七分の十に相当する額（次条において「徴収取扱費基礎額」	次条において「平成二十六年三月の徴収取扱費基礎額」	百分の〇・五〇
百分の〇・五〇	百分の〇・五五	金額
金額	金額と平成二十六年四月及び五月に法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同月に旧地方税法附則第九条の八第二項の規定による加算がされるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が平成二十六年四月及び五月の徴収取扱費基礎額及び平成二十六年四月及び五月の徴収取扱費基礎額を合算した額（次条において「平成二十六年四月及び五月の徴収取扱費基礎額」という。）に百分の〇・五五を乗じて得た金額との合計額	
第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七第二項		
法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四	平成二十五年十二月から平成二十六年二月までの期間内に旧地方税法第七十二条の百四	
係る還付金等	係る旧法還付金等	
、当該還付金等	、当該旧法還付金等	
当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項	当該期間内に旧地方税法第七十二条の百三第三項	
当該徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項	当該期間内に旧地方税法第七十二条の百五第二項	